

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子ども・子育て支援に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 公表日

令和4年11月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定に基づき、保育所等利用に係る教育・保育給付認定事務、施設等利用給付認定事務、利用者負担額・副食費の決定事務、利用調整事務、入退所事務、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務等を行い、これら事務の遂行のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 なお、上記事務に関して番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二13、16、116項  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条42項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高崎市福祉部保育課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1246

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月9日	2. 特定個人情報ファイル名	ファイル名称はGCCより提供を受けてください。	子ども子育て支援情報ファイル		提出時期未定
平成27年6月9日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	(情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない。)			
平成27年6月9日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二57の項	番号法第19条第7号及び別表第二13、16、116項		
平成27年6月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園、保育所等への入所申込みや支給認定申請の受付、利用者負担額の徴収、施設・事業者の管理、給付費の支給等を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請/変更申請の受理、審査、応答</p> <p>②保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理</p> <p>③支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権変更、取消しの審査、応答</p> <p>④支給認定証再交付申請の受理、応答</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法、児童福祉法に基づき、保育所、認定こども園等への入所申込みや支給認定申請の受付、利用者負担額の決定・徴収、施設・事業者の管理、給付費の支給等を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童及び世帯の確認</p> <p>②申請書や届出書に関する情報の確認</p> <p>③入所要件の確認</p> <p>④利用者負担額算定に必要な各種情報の照会</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>		
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) なし</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二13、16、116項</p>	<p>(情報提供の根拠) なし</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二13、16、116項</p>	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日: 令和3年9月1日
令和3年9月1日	I 1③システムの名称	<p>子ども・子育て支援システム</p> <p>統合宛名システム</p> <p>共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>中間サーバー</p>	<p>子ども・子育て支援システム</p> <p>団体内統合宛名システム</p> <p>共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>中間サーバー</p>	事後	再実施に伴う記載事項変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	IIIしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	再実施に伴う時点変更
令和3年9月1日	IIIしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	再実施に伴う時点変更
令和3年9月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法、児童福祉法に基づき、保育所、認定こども園等への入所申込みや支給認定申請の受付、利用者負担額の決定・徴収、施設・事業者の管理、給付費の支給等を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童及び世帯の確認 ②申請書や届出書に関する情報の確認 ③入所要件の確認 ④利用者負担額算定に必要な各種情報の照会</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定に基づき、保育所等利用に係る教育・保育給付認定事務、施設等利用給付認定事務、利用者負担額・副食費の決定事務、利用調整事務、入退所事務等を行い、これら事務の遂行のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>なお、上記事務に関して番号法別表第二に基づき、各情報保有期間と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>	事後	再実施に伴う記載事項変更
令和4年10月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定に基づき、保育所等利用に係る教育・保育給付認定事務、施設等利用給付認定事務、利用者負担額・副食費の決定事務、利用調整事務、入退所事務等を行い、これら事務の遂行のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>なお、上記事務に関して番号法別表第二に基づき、各情報保有期間と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定に基づき、保育所等利用に係る教育・保育給付認定事務、施設等利用給付認定事務、利用者負担額・副食費の決定事務、利用調整事務、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務等を行い、これら事務の遂行のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>なお、上記事務に関して番号法別表第二に基づき、各情報保有期間と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施のため、記載事項を変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	I 4②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし  (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二13、16、116項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二13、16、116項  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条42項	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施のため、記載事項を変更
令和4年10月1日	IIしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事前	再実施に伴う時点変更
令和4年10月1日	IIIしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事前	再実施に伴う時点変更